

## 神奈川県議会 令和元年第2回定例会 防災警察常任委員会

令和元年6月26日

西村委員

私は、まず高潮浸水想定を踏まえた避難対策について伺っていきたいと思います。

高潮浸水想定区域が4月に公表されました。私の地元の川崎市でも、今後これに合わせて対策が講じられていくものであろうかと思うのですが、一方で、こうした浸水想定は、いわゆるリスク情報であって、県民にとっては具体的に避難をどうすればいいのか気になるところだと思います。

そこで、高潮浸水想定と避難対策の観点から、何点か伺っていきます。

初めに、高潮浸水想定とそれに伴う避難対策などについて複数の局が関連をしていると承知をしておりますが、改めて府内の役割分担について確認をさせてください。

災害対策課長

水防法に基づく高潮浸水想定区域については、区域指定に必要な調査や区域の指定、また公表につきましては県土整備局の所管となっています。

今後、この高潮浸水想定区域図をもとに、各沿岸市町が避難対策を講じることになりますが、県土整備局とくらし安全防災局が連携をして支援することとなります。

具体的には、ハザードマップ作成に関する技術的な支援につきましては県土整備局が、財政的な支援、PRや周知などにつきましてはくらし安全防災局が中心に支援を行います。災害が発生するおそれがある場合など、沿岸市町の避難勧告等の発令に際して、水防本部を担う県土整備局、警戒体制をしくくらし安全防災局がそれぞれの立場から支援することとなります。

西村委員

高潮浸水想定は、いわゆるリスクがある地域を公表したということにすぎないと思います。

今回の高潮浸水想定区域の公表を受けて、沿岸市町、今回は沿岸市ですね。どのような避難対策を行うことになっていくのでしょうか。

災害対策課長

水防法によって高潮浸水想定区域の指定があった場合は、市は洪水予報等の伝達方法、避難施設や避難経路に関する事項、浸水想定区域内にある地下街や要配慮者利用施設の名称と所在地などを地域防災計画に定めることとなります。

また、地域防災計画に位置づけられた要配慮者施設は避難確保計画を作成して、それに基づく訓練を実施することが義務となりまして、市は事業者から報告を受けて必要な指示等を行うこととなります。

西村委員

今回、この浸水区域の公表を受けて、川崎区内は結構大変な騒ぎになっておりまして、真っ赤に塗られて、3日間ぐらい3メートル、6メートルの水が抜けないということになり、どうしたらしいのだ、どこに逃げたらいいのだという声をたくさんいただきました。はっきり言って、不安の中に投げ込まれたよ

うな状況になっているのですが、湾岸市町では避難場所を確保し、住民に示す必要があると思うのですが、御見解を伺います。

災害対策課長

災害対策基本法に基づきまして、市町村は避難場所や避難所を指定して、住民の皆様に周知することとなっています。また、洪水や高潮などの水害に関しましても、水防法に基づいて、市町村は浸水想定に基づいた避難場所や避難経路などを盛り込んだハザードマップの作成と配布を行うこととなっております。したがいまして、高潮の浸水想定が指定されたことを受けて、今後市におきましてはハザードマップの作成を行われるものと認識しています。

西村委員

この浸水想定については、県土整備局のことで皆さんを批判しているのではないですが、川崎市、横浜市、それから神奈川県、国土交通省も入られて、追加で発表されたのですが、同時に発表したならこんな大騒ぎにならなかつたのではないかと、素人見解で思うわけです。ハザードマップも、浸水予想図も、避難の想定も。

ということで、津波の場合は高い場所へ迅速な避難に尽くるという、迅速に避難しましょうということに尽くると思うのですが、高潮からの避難ではどういったことを留意すればいいのでしょうか。

災害対策課長

高潮は台風を伴うことが多くありますし、暴風雨などによりまして屋外の避難行動が制限される可能性がありますので、暴風が吹き始めるまでに早めに浸水想定区域外への避難を行っていただくことが基本となります。

国が作成いたしました避難勧告などのガイドラインでも、高潮注意報の段階でも、警報になる可能性がある場合、暴風警報の発表が見込まれる場合などは避難に時間がかかる要配慮者などは避難を開始する考え方が示されています。

また、高潮の浸水の状況によりましては、御自宅での垂直退避ができる場合もありますので、日ごろからハザードマップで自宅周辺の危険度を把握していただいて、気象や避難などの情報に基づきまして早めの避難行動をとっていただくことがポイントになると考えております。

西村委員

先ほど先行会派から、水害の話が出ましたが、広域避難になってくるのだと思います。ただ、これから調整という御答弁がありました。

それから、日本気象協会では、高潮については、高くて丈夫な場所に逃げましょうと言っていますが、今回発表されました川崎区は木密地域に指定をされているところで、木造の平屋、あるいは二階建て程度のところがとても多い。それではビルとして丈夫で高いビルはどうするのかというところまでもう少し詰めていただけたらと思います。

住民は沿岸市の避難情報などに基づき避難を行うわけですが、国が先月から運用を始めた、先ほども話題に出ました5段階の警戒レベルを見ると、高潮に関する記述がないように見えるのですが、高潮に関する情報はどのように整理をされているのでしょうか。

### 災害対策課長

今回導入されました5段階の警戒レベルは、洪水や土砂災害に加えまして高潮も対象になっています。具体的には、高潮注意報は、高齢者等が避難する警戒レベルの3、高潮警報や潮位が高潮氾濫危険水位に達したときに発表される高潮氾濫危険情報は全ての住民の方が避難する警戒レベルの4、また高潮氾濫発生情報は、直ちに命を守る行動をとる警戒レベルの5と整理されているところです。

### 西村委員

高潮に関して沿岸市町がしっかりと避難情報を出す基準を検討して明確に示しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

### 災害対策課長

気象警報が発令をされて災害発生の危険が高まった際に的確に避難情報が出来るよう、避難勧告などの基準を作成しておくことが重要と考えております。

今回、避難勧告等に関するガイドラインが改定をされまして、高潮に関しても避難準備、高齢者避難や避難勧告を出す基準が示されました。

沿岸市町は高潮浸水想定や国のガイドラインを参考に、地域の実情に応じて避難勧告等の基準を策定することとなりますので、県土整備局とも連携をして必要な支援に努めていきたいと考えております。

### 西村委員

それでは、必要な支援、広域的な自治体として県がどうするのかということを伺っていきたいと思いますが、高潮浸水想定に伴う避難対策は基本的には市町村の役割と認識をしていますが、広域的な自治体として県はどのような支援をしていこう、どのように取り組んでいこうと考えていらっしゃるのでしょうか。

### 応急対策担当課長

市町村が機を逸することなく避難勧告等を発令できるよう、県が気象等の情報提供や避難に関する助言を行うことは県の重要な役割だと考えております。

そもそも助言につきましては、災害対策基本法上では、各市町村は県への助言を求めることができると記載をされておりますが、県の地域防災計画では、県が積極的に各市町村に対し助言を行うと明記をされております。

したがいまして、今後も積極的に、先ほどもお話ししましたが、電話等による助言を行っていきたいと思います。

さらに、高潮は台風情報と、台風とともにという点もありますので、台風が来る場合は、台風事前説明会も前日に行っております。こういった早期の段階でも高潮等の予想がされる場合は、早期に避難を働きかけるよう促していくと考えております。

### 西村委員

まさに今令和初の台風が発生しそうだと話をしておりましたが、高潮は浸水範囲が広くて、沿岸市の避難場所では不足する事態なども想定されると思います。先ほども申し上げました。そうした場合の対応についてはどうしようと考えているのでしょうか。

### 災害対策課長

まずは沿岸市みずからが浸水想定などを踏まえて、必要な避難場所や避難所を確保いただくことが必要となります。洪水や土砂災害の状況など、状況によっては市が想定した避難所では不足し、市町村域を越えた広域避難が必要になる場合も想定されます。

広域避難につきましては、市町村が隣接市町村などと協議を行うことが基本となっていますが、避難先の助言や調整は県の大切な役割の一つとして認識しているところです。

県は洪水を想定した広域避難の研究会をスタートさせたところでして、広域避難の手順や手法などについて市町村とともに検討していくこととしておりますので、その成果を高潮の広域避難にも生かしていきたいと考えております。

### 西村委員

広域避難ということが出ましたが、そういうことも想定をして避難訓練は考えているのでしょうか。

### 危機管理担当部長

県では、昨年度から最大クラスの洪水を想定した水害図上訓練を開始したところです。

高潮は、浸水想定が公表されたところでして、今後は水害図上訓練で、洪水に加えて高潮に関する新たな状況、情報等を付与して訓練を実施していきたいと考えているところです。

### 西村委員

図上訓練ももちろん重要なのですが、御高齢者に配慮して早めに勧告を出したりいろいろするとおっしゃった。こういう方々の移動は本当大変だと思いますので、今後そういうことも想定をして、部局間を超えて連携をぜひ図っていただけますようよろしくお願ひします。

高潮に関しては、今回公表されたのは東京湾でしたが、今後相模湾側も公表されると伺いました。高潮からの避難対策は、海に面した本県としては重要な課題だと思いますが、県は今後どのように取り組んでいくのか、御所見を伺います。

### 防災部長

おととしの台風21号におきましては、6年ぶりとなる高潮警報が発令されたところであります。人的被害こそありませんでしたが、港湾施設などに物的被害が発生いたしました。

その際も気象台から県に対しまして高潮注意報が出されている中で、数時間後に高潮警報に切り替わる可能性がある。ここ数年経験がないため注意が必要だという情報提供があり、このことを県から沿岸市町に注意喚起したことによりまして早めの避難情報の発表につなげることができたと、このように受けとめております。

このように、高潮からの避難につきましては、国と県、市町村の連携が重要であります。台風接近時の台風説明会の開催や警戒体制時の情報の共有、助言などに今後も積極的に取り組んでいく所存であります。

また、高潮浸水想定を踏まえまして、市町村が行う警戒避難体制の強化につ

きましても、できる限りの支援に努め、高潮からの避難対策の強化に努めています。

西村委員

県土整備局ではお願いをさせていただいて、地域での説明会を今展開していただいております。こういう計算の仕方でこういう浸水予想図の発表になったという説明なのですが、先ほども申し上げました、県民からすると、いざそうなったときにどうしたらいいの、我が身をどう守ったらいいのということは重要な視点でありますので、今後しっかりと府内でも連携をとっていただいて、あるいは国とも連携をとっていただいて、もっと言えば、該当の市町との連携をとっていただきまして、県民に危険だという情報だけではなくて、こういうことに留意をして行動してくださいという安心をお伝えするような御努力をしていただけますようによろしくお願ひをいたします。

もう一問質問をさせてください。川崎市登戸の事件における県の被害者支援について伺いたいと思います。

先行会派からも御質問ありましたが、質問を行うに当たり、犠牲となった方の御冥福をお祈りし、また負傷された方々の一日も早い心身の回復を心から願うばかりであります。

さて、犯人は無抵抗な子供に危害を加え殺害するなど、断じて許されない行為を起こしました。この凶行に遭遇し、心に深い傷を負った子供たちの影響が大変危惧をされているところです。

私ども公明党神奈川県議団では、6月5日に再発防止や真相究明とともに、特に心的外傷を負いやすい子供の心のケアを推進し、心的外傷後ストレス障害、P T S Dの発症の防止、あるいは回復に努めることなどを知事に要望させていただきました。

先ほども質問に出てまいりました、かながわ犯罪被害者サポートステーションでありますが、まずこのかながわ犯罪被害者サポートステーションでは、事件を目撃した方に対して通常はどのような対応をしているのでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

先ほど答弁いたしましたが、かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける法律相談やカウンセリングなどの支援対象は、県内に住所を有する方でかつ殺人、傷害、性犯罪等の身体犯や重大な交通事故の被害者で、けがの場合は全治1カ月以上などの重傷者の方とその家族、遺族の方としております。

しかし、かながわ犯罪被害者サポートステーションでは、事件の目撃者を含めて、犯罪の種類や被害の程度等を問わず、広く被害を受けた方の相談を受け、誰にも話せないつらいお気持ちや不安を打ち明けていただいたり、必要に応じて専門の機関を紹介するなどの対応をしております。

西村委員

では、今回もそのように、目撃をした子供に対しての支援はなさっているのでしょうか。

犯罪被害者支援担当課長

現在、目撃をされたお子さんについては、学校でカウンセリング、面談等の心のケアをされていると承知をしております。

犯罪被害者サポートステーションでは、事件の目撃をされた保護者の方、あるいはお子さんからの御心配の声などを受け、先ほどのように、必要に応じてさまざまな機関を紹介するなどの相談を広くお受けしているところです。

西村委員

先ほどお話の中で、警察がまず被害者の方から御意見を聞いて、それからつなぐという答弁がありましたが、今回は子供さん方なのですが、この中に県立こども医療センターのこころのケアチームは含まれていますか。

犯罪被害者支援担当課長

今回、こども医療センターのこころのケアチームが支援の担当に当たっているかということですが。

西村委員

かなかわ犯罪被害者サポートステーションでは、そういう依頼があったときに、例えば小児に特化をした、こころのケアチームの出動をお願いしたりするようなパイプはあるのですか。

犯罪被害者支援担当課長

今回の事件は、死傷者が20人と多数に上る重大事案でして、そういう場合にはサポートステーションでは緊急支援として支援の対象をさらに広げて、重傷者や県民に限らず、法律相談、カウンセリングなどの支援をしているところですが、現在サポートステーションでは、事件を目撃された方を含め、さまざまな相談に応じておりますが、通常の体制では対応が難しく、事件を目撃した子供たちを対象として専門相談等の体制を設ける必要があると判断した場合には、県警を中心として関係機関の協力のもと、支援の対象をさらに広げて、緊急支援体制を組んで対応していきたいと考えております。

そこには、関係機関としましては、こども医療センターは今のところ含まれてはおりません。

西村委員

ないと思うのです。というのは、通常は大人の方なので精神医療につながれると思うのですが、実は県立病院機構とこども医療センターは共同して、東日本大震災のときも医療救護チームと同じく、こども医療からこころのケアチームを出して被災地で子供たちの心のケアをされた。熊本でもなさっているのですが、これ医療の中で完結をしているのです。

今回、災害とは違いますが、こういうことを掌握していたら、こんな凶悪な事件のときに子供たちに寄り添える精神医療の特別なスタッフは、日本中そんなにいないものですから、神奈川県は、これをいわば重要な財産として活用もしていただけるでしょうから、今後そういう連携の中の一つに入れていただくことも、もちろん、これから話し合って調整をしていかないといけないだろうが、せっかくノウハウを持っているチームがあるのに活用されていないと思いました。

また、いざ出動がなくても、県ではそういう体制を組んでいるということをアピールすることによって、安心を得られることがあるかと思います。

とても卑劣で悲しい事件でした。二度とこのようなことがあってはいけないということはもちろん承知の上で、しかしながら、このことで苦しんだ方々を

サポートし、また万が一何か起こったときには手厚い対応を神奈川県はできるのだという体制を整えていただきたいと思って質問させていただきました。今後も御努力をよろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わりります。